



3-1 将来像

本市が守り、創り、育ってきた市街地を取り巻く緑豊かな自然、富士山を望む眺めや街角の風景を彩る花々、まちなかの生活空間を潤す中小の河川や湧水などの水辺は、本市の大きな財産です。

自然・社会現象等の変化により、花と緑と水の役割はますます重要なものとなっています。それとともに、誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちをつくっていくために、花や緑、水辺を活かしてまちの魅力をさらに高めていくことの重要性も増しています。

そこで、貴重な緑を次の世代に引き継ぐとともに、安全で安心して住み続けることのできる快適な都市環境の実現を目的とした本計画で、将来像を次のように設定します。

富士山のふもと 花と緑と水がありなす憩いのまち



3-2 基本目標

将来像の実現に向けて、本市の課題から抽出された計画改定の視点に沿って目標を次のように設定します。

基本目標1 緑と水の恵みに守られたまち

富士山麓の自然と市街地内の緑地で緑と水のネットワークが形成され、環境保全、景観形成、防災機能の向上、健全な水循環の保全、歴史的資源の保全等、緑と水の恵みによって住みやすい環境が保たれた災害に強いまちを目指します。

基本目標2 憩いやすらぐ緑とふれあえるまち

憩いとレクリエーションを楽しむことができるとともに、災害に強く安心して暮らせるまちづくりに貢献する多種多様な公園が身近にあるまちを目指します。

基本目標3 魅力ある花と緑にいやされるまち

花と緑によって魅力ある景観を形成し、生活にうるおいとやすらぎが感じられるまちを目指します。

基本目標4 みんなで花と緑を育むまち

市民や事業者が花と緑を大切にし、育てることに取り組むまちを目指します。

3-3 基本方針

将来像の実現と基本目標の達成に向け、富士市緑の基本計画（平成11年3月）（以下「前計画」という。）が基本とした、緑を「守り」「創り」「育てる」という視点を継承しつつ、緑地の保全、公園の整備と管理、緑化の推進により、緑と水のネットワークを形成し、その機能を高めていきます。また、それらの取組を市民と協力してさらに推進していくことを目指し、基本方針を次のように設定します。

基本方針1 うるおいある生活環境と災害に強いまちを支える緑と水を守ります

- 生物の生息の場、防災、景観形成など、様々な役割を担う緑と水の機能をさらに高めていくため、富士・愛鷹山麓の樹林、浮島ヶ原の湿地等の豊かな自然環境を構成する緑や、これらの自然と市街地の間に広がる農地を保全するとともに、これらと市街地の緑を結ぶ緑と水のネットワークの形成を進めます。
- 生活環境の改善と災害に強いまちの実現を目指し、緑と水で形成するネットワークの強化を進めます。
- 健全な水循環や本市の特色の一つである水辺の良好な景観を形成していくため、河川、海岸線、湧水等の水に関わる資源を活かす取組を進めます。
- 社寺や旧道、雁堤等の歴史的資源が醸す良好な環境を次代に引き継いでいくため、これらと一体となった緑と水を保全します。

基本方針2 身近な公園、特色のある公園を充実します

- 市民が花と緑にふれあい、憩いとレクリエーションを楽しめる最も身近な緑である公園を、災害に強いまちづくりや魅力あるまちづくりに活かしていくため、防災性の向上、公園の特色づくり等、公園の管理、活用に関する取組を進めます。
- 今後の人口減少及び少子高齢化の進行、都市のコンパクト化を見据えて、生活に求められる効果的な公園の配置を進めます。

基本方針3 富士山を望むまち並みを彩る花と緑を育てます

- ゆとりある住環境や活気の感じられるまち並みを創出していくため、富士山を眺望できる地点の修景や花の名所づくりなど、花や緑を活かしたまちの魅力づくりに関する取組を進めます。
- まち並みを印象付ける道路や河川の緑化を進めるとともに、街路樹や公共施設の緑を適切に管理し、豊かで質の高い緑に育てます。

基本方針4 市民、事業者と協力して花と緑にあふれるまちをつくります

- 花や緑を育てる活動や、公園の管理に市民や事業者が携わることで、人々の交流を生み、まちに新たな活力を生み出していくため、花や緑に関する情報発信や普及啓発を進めて市民や事業者の緑化意識を高め、花や緑を守り、育てる市民や事業者の活動の支援と仕組みづくりに取り組みます。

3-4 計画の目標

(1) 計画フレーム

目標年度を平成37年度(2025年度)とし、計画のフレームは以下のとおりとします。

①計画対象区域

富士市(都市計画区域)21,104haとします。

表3.1 計画対象区域の面積

	現況 平成27年度末	目標年度 平成37年度
都市計画区域	21,104 ha	21,104 ha
市街化区域	5,933 ha	5,933 ha
市域	24,495 ha	24,495 ha

②将来人口推計

都市計画区域人口と行政区域人口はほぼ同数とみなし、将来人口は「富士市都市計画マスタープラン」(以下「都市計画マスタープラン」という。)に示された国立社会保障・人口問題研究所の推計による本市の将来人口推計を用い、下表のとおり想定します。

表3.2 将来人口推計

	現況 平成22年度	目標年度 平成37年度
市域	254 千人	239 千人

注) 現況の人口は平成22年国勢調査に基づく

(2) 目標

本計画では、次の2つの視点で目標を設定しました。

【目標設定の視点】

- ① これまでの取組で育まれた緑豊かな環境を適正に維持していくため、本市の特色にあわせた緑の確保と公園の整備に関する量的目標を設定
- ② 新たな課題である、緑や公園のストックを活かした魅力あるまちづくりに対応していくため、施策に対する成果指標を設定

① 緑の確保と公園の整備に関する量的目標

ア) 緑地の確保目標

【目標指標】緑あふれるまちの実現を目指した、前計画の「緑地の確保目標」についての考え方を継承し、計画対象区域における緑地面積（前計画に基づき、施設緑地に農振農用地・地域森林計画対象民有林を除く地域制緑地を加えた面積）を指標とします。

【目標値】本計画の計画期間においては、現況の緑地の保全に努めます。また、必要に応じて緑地保全地域等の指定による保全を検討します。

表 3.3 緑の確保目標

項目	面積	計画対象区域面積に占める割合
A 現況	3,316ha	16%
B 計画期間内の確保見込み	13ha	0.06%
目標値 (A + B)	3,329ha	16%

イ) 都市公園の整備目標

【目標指標】市民に求められる公園の充実を目指し、市民アンケートの結果を基に、身近な都市公園の市民一人当たり面積を指標とします。

※身近な都市公園…ここでは広域公園（富士山こどもの国）を除いた都市公園を指します。

【目標値】本計画の計画期間においては、身近な都市公園・緑地 9ha の整備を着実に進めていくことで、市民一人当たり 9.1m² を確保することを目指します。また、公園整備と併せて、身近な公園の特色づくりや、公園づくり、維持管理への市民参加を一層推進し、既存の都市公園の質の向上に努めます。

表 3.4 都市公園の整備目標

項目	面積	市民一人当たり面積
A 現況	210ha	8.3m ²
B 計画期間内の整備予定	9ha	—
目標値 (A + B)	219ha	9.1 m²

②施策に対する成果指標

緑や公園のストックを活かした魅力あるまちづくりを進めていくためには、量を確保することに加え、ストックの適切な管理と活用による質の維持・向上を通じて、市民が安全で安心して住み続けることのできる快適な都市環境を実感できるようにしていくことが求められます。

そのような観点から、本計画では、様々な施策を実施した効果を市民満足度に重点を置いた成果指標で評価することとします。基本施策を基本方針に沿って定め、対応した市民満足度等を評価することにより、将来像の実現に向けた達成度を知ることができます。

基本施策、成果指標については、「第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策」に示します。

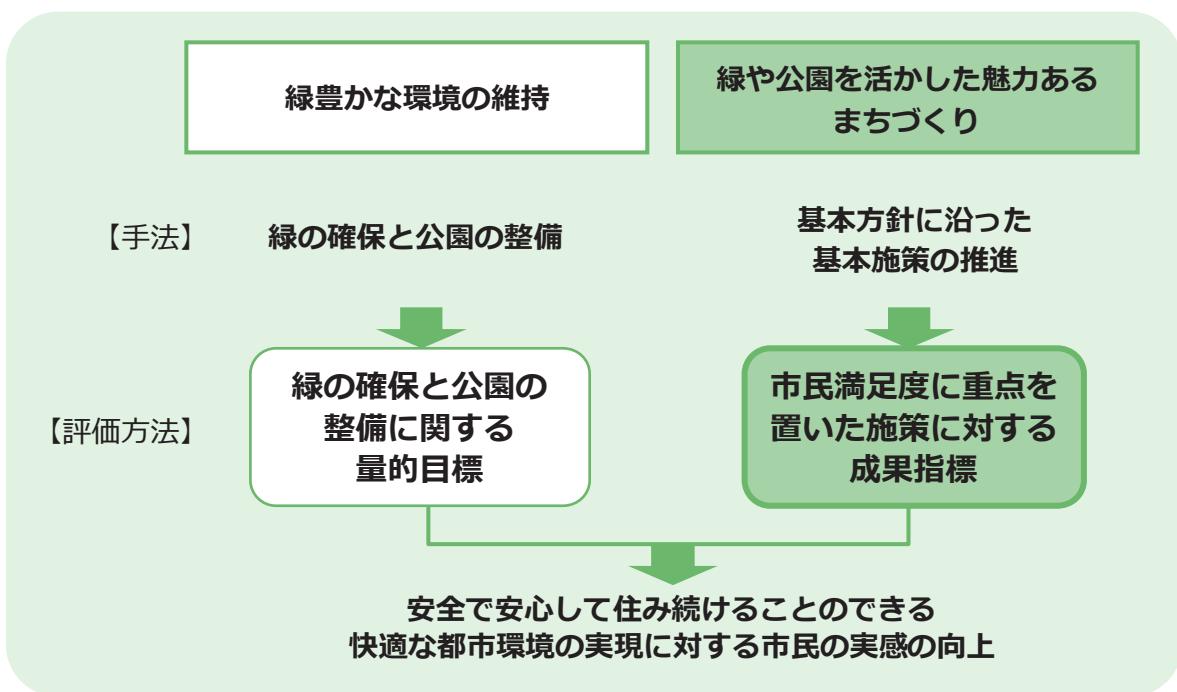


図 3.1 成果指標の位置づけ

3-5 緑の配置方針と将来構造

(1) 緑の配置方針と将来構造について

本市における緑の配置方針を明確にすることで、必要な取組の方向性、施策による効果を確認することができます。

上位計画における基本的考え方を踏襲し、緑が持つ機能に沿った配置方針を定めます。

緑の配置方針から、本計画において目指す具体的な本市の姿を、緑の将来構造として定めます。

また、緑とふれあい、いやされる最も重要なポイントとなる公園緑地についても、緑の配置方針と将来構造を踏まえて、今後の整備や管理の方針を明らかにします。

(2) 上位計画における基本的考え方

緑の将来構造の基本的考え方として、「都市計画マスタープラン」で目指す将来のまちの骨格を継承します。

「都市計画マスタープラン」では、「富士山などの大切な自然環境を保全・活用する都市構造の構築」を掲げ、大切な自然を「恵みの循環軸」として守り、活かすこととしています。

富士山のふもとに位置する本市にとって、「恵みの循環軸」は、どのような社会・経済情勢であっても普遍的かつ大切な考え方となっています。この「恵みの循環軸」をより確かなものとするため、富士山をはじめとする自然の恵みを大切にするとともに、自然の恵みに応じた効果的な土地利用を図るなど、自然環境を上手に保全・活用する都市構造を構築します。

(「都市計画マスタープラン」)

恵みの循環軸とは？

富士山に降った雨は森林で蓄えられ地下水となり、その一部は生活や産業に使われたり、地表に湧き出したりしています。これらの地下水や湧水は海へと注ぎ、雨となって富士山に降り、再び私たちに恵みを与えてくれています。

このように、山・まち・海のつながりは、くらしの中で一つの循環のサイクルを形成しており、本市では、この循環のサイクルを「恵みの循環軸」と呼んでいます。

(「都市計画マスタープラン」)

「都市計画マスタープラン」の「恵みの循環軸」と緑の将来像、基本目標を受け、本市全域の緑の将来構造の基本的考え方を、次のように設定します。

【緑の将来構造の基本的考え方】

市街地を取り巻く富士・愛鷹山麓などの緑豊かな自然を守り、市街地においては緑と水のネットワークを充実させ、さらに郊外と市街地の緑をつないでいくことによって、自然の恵みによる環境の安定、災害の抑制効果を市街地に呼び込みます。また、富士・愛鷹山麓などの緑豊かな自然と市街地がつながることにより、花や緑がさらに活力を増し、湧水の浄化機能などが高まることによる水辺環境の向上が図られ、市民が緑とふれあう機会が増加します。さらに、富士山眺望に対する緑の豊かさを確認することによって富士・愛鷹山麓と市街地の緑のつながりを高めていくと同時に、富士山と一体となつた良好な自然的景観の向上を促します。



図 3.2 「都市計画マスターplan」に基づく「恵みの循環軸」と
本計画による緑の将来構造の基本的考え方

(3) 配置方針

①環境保全系統

基本方針に基づく配置の視点 (環境保全関連)	緑地の配置方針
○生物の生息の場などの役割を担う 緑と水の機能のさらなる向上	<ul style="list-style-type: none">・富士・愛鷹山麓の樹林、浮島ヶ原の湿地等の豊かな自然環境を構成する緑を保全します・豊かな自然環境と市街地の間に広がる農地を保全します・地域における貴重な自然環境（天然記念物、特定植物群落）、身近な自然環境（市街地内の社寺林）を保全します
○豊かな自然環境と市街地の緑を 結ぶ緑と水のネットワークの形 成	<ul style="list-style-type: none">・市街地周辺の樹林や農地等の自然環境と市街地を結び、生物の移動経路として機能し得る河川を保全します
○生活環境の改善を目指した、緑と 水で形成するネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none">・工業地において騒音等の緩和に資する緑地を保全・創出します・幹線道路、鉄道沿線において、交通騒音や振動を緩和する緑化を推進します
○健全な水循環の形成	<ul style="list-style-type: none">・河川、湧水地を保全します・雨水が浸透する樹林地、農地を保全します

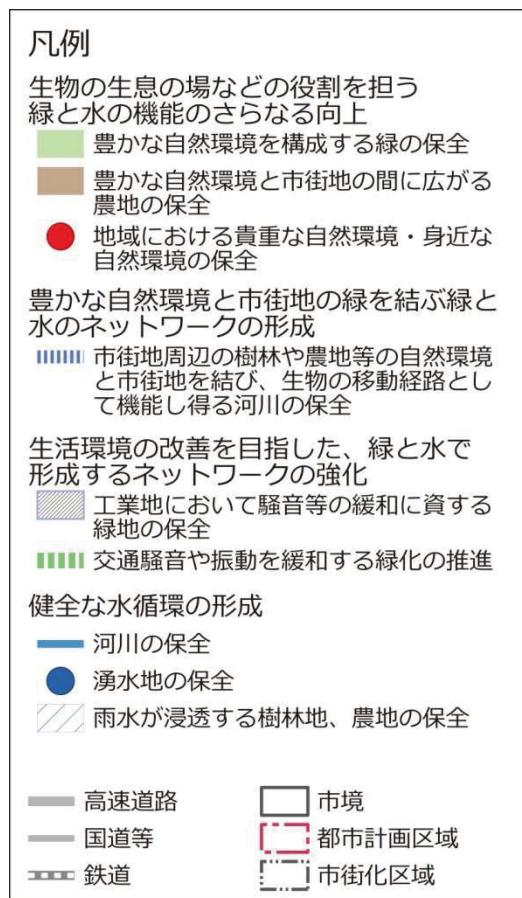


図 3.3 環境保全系統の配置方針

②レクリエーション系統

基本方針に基づく配置の視点 (レクリエーション関連)	緑地の配置方針
○市民が花と緑にふれあい、憩いとレクリエーションを楽しめる身近な緑である公園・緑地の確保	<ul style="list-style-type: none">・公園が不足する市街地において公園機能の確保を進めます・市街地において、様々な世代の市民が憩いやレクリエーションを楽しめるよう、身近な公園の特色づくりを推進します・広域的なレクリエーション拠点となる公園緑地の整備を進めるとともに、富士山の眺望地点や花など観光資源となる特色づくりを進めます・河川や旧街道、散策コース周辺において緑化を進め、レクリエーションネットワークの形成を図ります

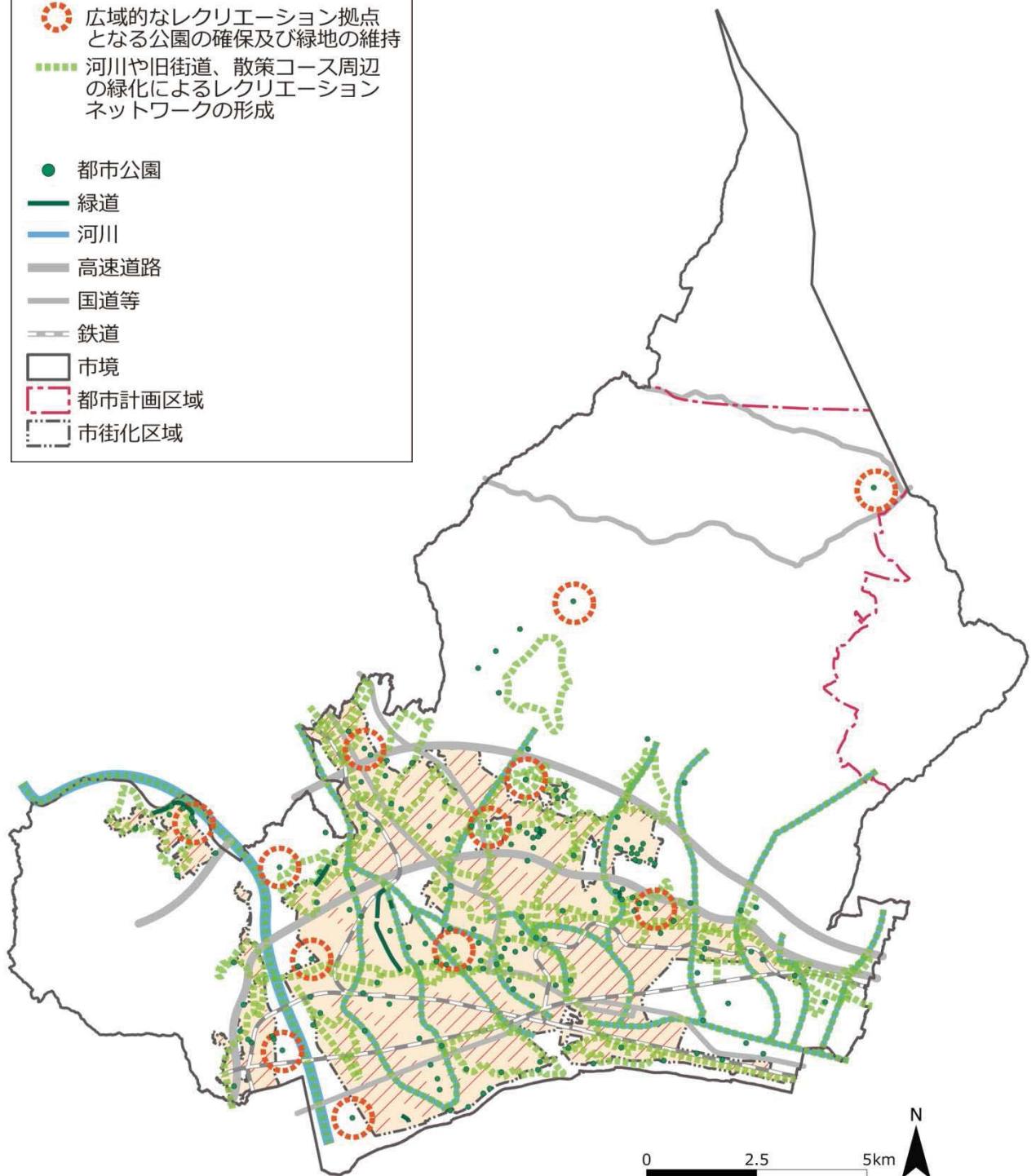
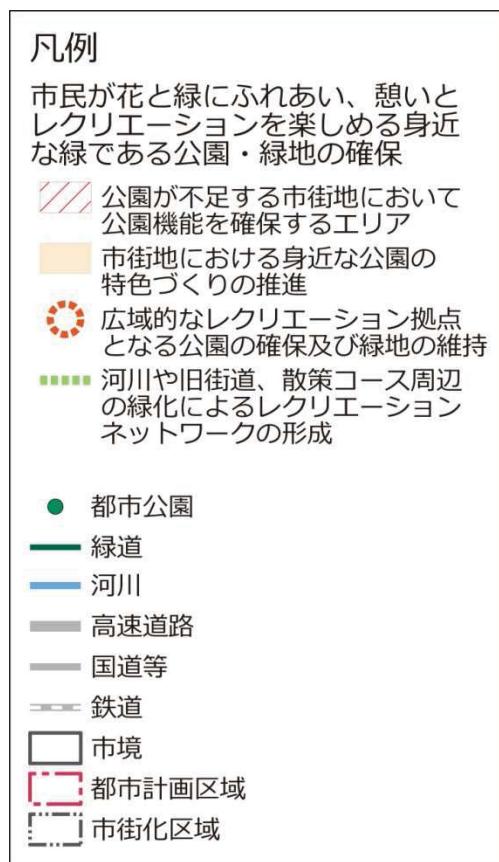


図 3.4 レクリエーション系統の配置方針

③防災系統

基本方針に基づく配置の視点 (防災関連)	緑地の配置方針
○防災などの役割を担う緑と水の機能のさらなる向上	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害の防止に資する緑（保安林、急傾斜地崩壊危険区域の緑地等）を保全します・雨水流出を抑制し、水害の軽減に資する樹林地、農地を保全します・遊水機能を有する市街地周辺の農地、湿地を保全します・津波被害緩和に資する海岸のマツ林の保全、富士海岸に面した市街地における緑地の確保に努めます
○災害に強いまちの実現を目指した、緑と水で形成するネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none">・延焼危険度の高い地域（工場周辺や密集住宅地等）において、緑地・オープンスペースの確保に努めます
○災害に強いまちづくりや魅力あるまちづくりに向けた公園の活用	<ul style="list-style-type: none">・避難地、復旧活動の拠点となる公園の整備と適切な管理を進めます・避難路としての機能を有する緑道の適切な管理を進めます

凡例

防災などの役割を担う緑と水の機能のさらなる向上

- 土砂災害の防止に資する緑の保全
- 雨水流出を抑制し、水害の軽減に資する樹林地、農地の保全
- ▨ 遊水機能を有する市街地周辺の農地、湿地の保全
- ▨ 津波被害緩和に資する海岸のマツ林の保全
および富士海岸に面した市街地における公園緑地の確保

災害に強いまちの実現を目指した、緑と水で形成するネットワークの強化

- 延焼危険度の高い地域において、緑地
・オープンスペースを確保

災害に強いまちづくりや魅力あるまちづくりに向けた公園の活用

- 避難地、復旧活動の拠点となる公園の整備と適切な管理（広域避難地）
- 避難路としての機能を有する緑道の適切な管理

- 河川
- 高速道路
- 国道等
- 鉄道

- 市境
- 都市計画区域
- 市街化区域



図 3.5 防災系統の配置方針

④景観系統

基本方針に基づく配置の視点 (景観関連)	緑地の配置方針
○水辺の良好な景観形成	<ul style="list-style-type: none">・ 良好な水辺景観を有する富士川、潤井川、田宿川等の主要河川や湧水を保全します・ 富士海岸の雄大な自然景観を構成するマツ林を保全します
○富士山を眺望する景観形成	<ul style="list-style-type: none">・ 富士山の自然景観を構成する要素である、富士・愛鷹山麓の山地に連なる樹林地・農地を保全します・ 富士山を眺望できる主要な地点の緑地保全、緑化を推進します・ 富士山を見通せる道路と沿線の緑化を推進します
○花の名所づくり	<ul style="list-style-type: none">・ 広域的な利用が見込まれる大規模公園を中心に、サクラ、バラなどの花や紅葉を活かした公園づくりを推進します
○花や緑を活かしたまちの魅力づくり	<ul style="list-style-type: none">・ 市の顔となる駅、まちなかの緑化を推進します・ 工業地の景観向上に資する工場敷地の緑化を推進します
○まち並みを印象付ける道路や河川の緑化	<ul style="list-style-type: none">・ 幹線道路及び沿線の緑化を推進します・ 用水やまちなかの身近な河川の緑化を推進します
○社寺や旧道、雁堤等の歴史的資源が醸す良好な環境を次代に引き継いでいくため、これらと一体となつた緑と水の保全	<ul style="list-style-type: none">・ 歴史的文化的資源と一体となつた緑地を保全します

凡例
水辺の良好な景観形成
富士川、潤井川、田宿川等の主要河川を保全
富士海岸の雄大な自然景観を構成するマツ林を保全
富士山を眺望する景観形成
富士山の自然景観を構成する要素である、富士・愛鷹山麓の山地に連なる樹林地・農地を保全
富士山を眺望できる主要な地点の緑地保全、緑化を推進
富士山を見通せる道路と沿線の緑化を推進
花の名所づくり
広域的な利用が見込まれる大規模公園を中心に、サクラ、バラなどの花や紅葉を活かした公園づくりを推進
花や緑を活かしたまちの魅力づくり
市の顔となる駅、まちなかの緑化を推進
工業地の景観向上に資する工場敷地の緑化を推進
まち並みを印象付ける道路や河川の緑化
幹線道路及び沿線の緑化を推進
用水やまちなかの身近な河川の緑化を推進
社寺や旧道、雁堤等の歴史的資源が醸す良好な環境を次代に引き継いでいくため、これらと一体となった緑と水の保全
歴史的文化的資源と一緒にとした緑地を保全
国境等
高速道路
河川
鉄道
市境
市街化区域
都市計画区域

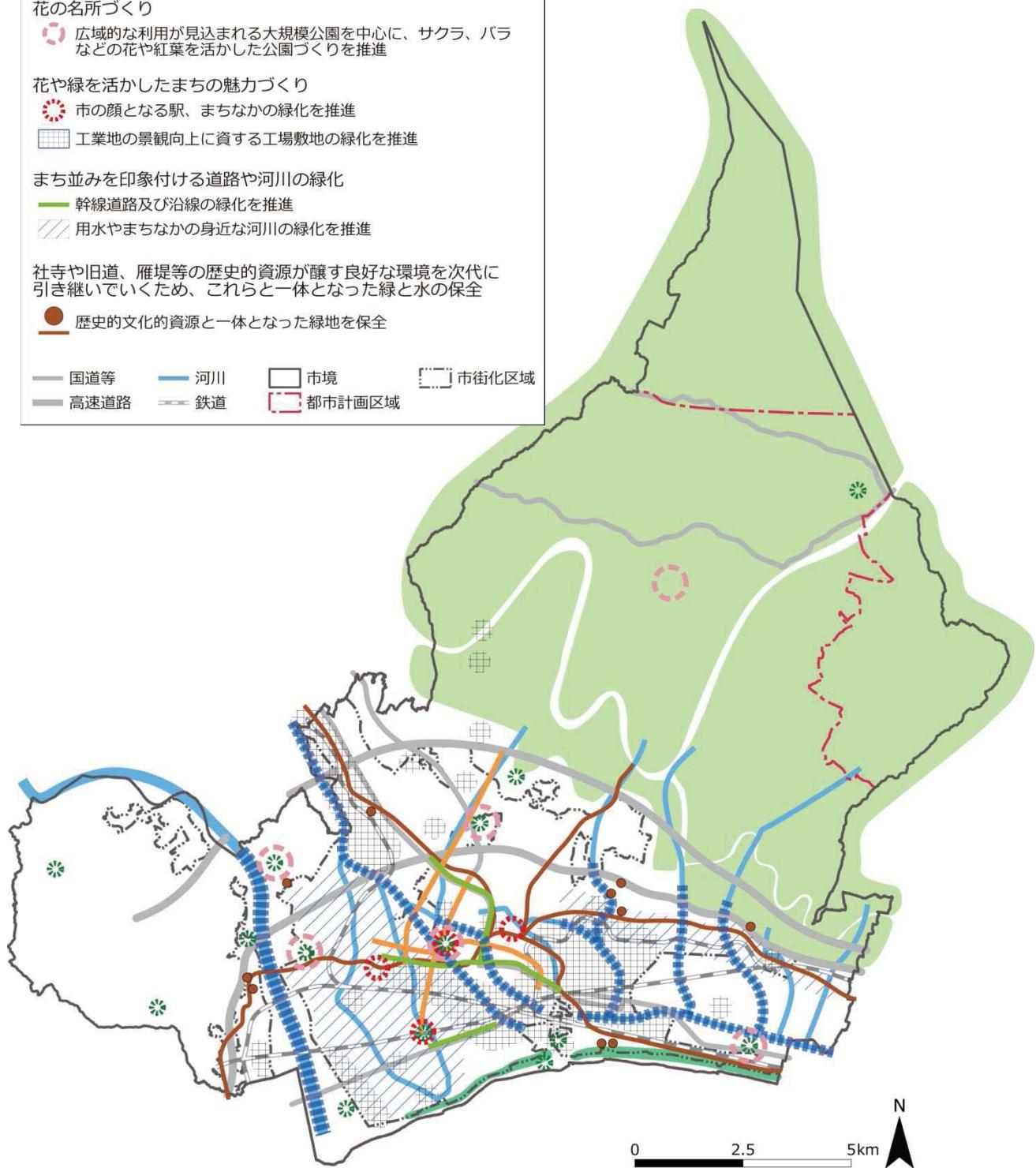


図 3.6 景観系統の配置方針

(4) 緑の将来構造

本計画の将来方針、上位計画における基本的考え方及び機能別の配置方針を踏まえ、緑の将来構造として、①骨格となる緑、②拠点となる緑、③緑と水のネットワークを形成する軸を以下のように定めます。

①骨格となる緑

●富士山麓等の樹林地エリア

富士山を望む広大な自然景観の形成、生物の生息の場、健全な水循環の形成、土砂災害の防止等の役割を果たし、緑豊かな環境を形成する富士・愛鷹山麓、岩本山、松野・富士川地区等の山地に連なる樹林地の保全を図ります。

●山地に連なる農地のエリア

富士山を望む広大な自然景観の形成、健全な水循環の形成、土砂災害の防止等の役割を果たす、山地に連なる農地の保全と適正な活用を図ります。

●湿地及び周辺の農地のエリア

生物の生息の場、災害防止等の役割を果たす浮島ヶ原及びその周辺の農地について、特有の自然環境、富士山を望む田園景観を形成する緑地として保全を図ります。

●緑の創出を図る市街地エリア

生活環境の改善、防災、花や緑を活かしたまちの魅力づくり等の面から緑が求められる市街地一帯を、緑の創出を図るエリアに位置づけ、緑化を推進します。

②拠点となる緑

●緑と水の拠点

花と緑にあふれる富士山眺望地点、レクリエーション拠点としての機能や、防災上重要な機能を担う大規模公園緑地を緑の拠点に位置づけ、適切な管理により機能の向上を図ります。

良好な水辺景観を有し、健全な水循環に資する今泉・原田・吉永地区の湧水地を、まちにうるおいをもたらす水の拠点に位置づけ保全するとともに、水に親しめる空間の形成を図ります。

●花と緑を活かすまちの拠点

富士中部・市役所周辺地区、富士駅周辺地区、吉原中央駅・吉原本町駅周辺地区及び新富士駅周辺地区を花と緑を活かすまちの拠点に位置づけ、民有地や公共施設等の緑化を推進します。

③緑と水のネットワークを形成する軸

●郊外の自然環境と市街地を結ぶ水の軸

富士川や潤井川、滝川等の河川を山と市街地と海を結ぶ水の軸に位置づけ、富士川からの富士山の眺望の確保や河川敷の緑の保全等を進めます。

●富士山を望む海岸の軸

田子の浦港を含む駿河湾の海岸線を、富士山を望む海岸の軸に位置づけ、富士山の眺望確保や海岸のマツ林の保全に取り組みます。

●骨格や拠点を結ぶ緑の軸

富士山を望む富士見大通りや中心市街地を通る青葉通り、市域を東西につなぐ国道1号等を、骨格や拠点を結ぶ緑の軸に位置づけ、道路緑化や沿道の緑化を推進します。

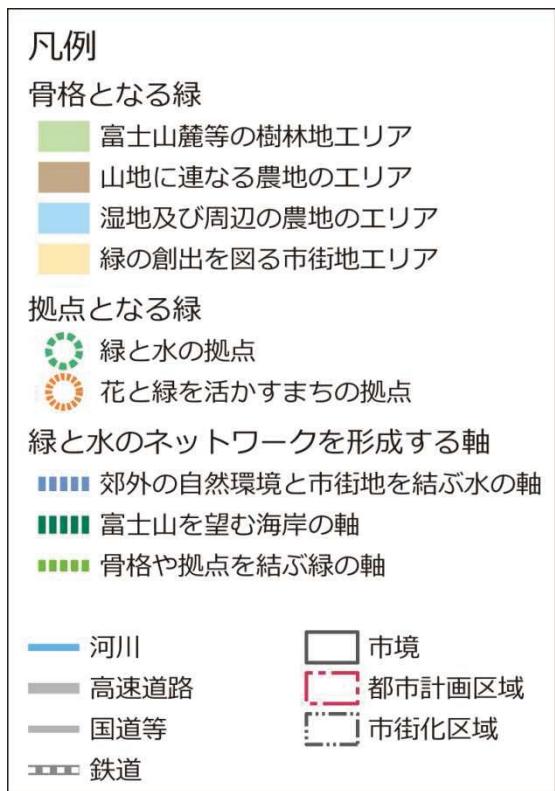


図 3.7 緑の将来構造

(5) 公園緑地の整備・管理に関する方針

①住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）

市街化区域における住区基幹公園の偏在を改善するため、身近な公園が不足する地域を中心に、市民が日常的に利用しやすい身近な場所に配置します。

整備にあたっては、都市公園法施行令に示された標準面積（街区公園 0.25ha、近隣公園 2ha、地区公園 4ha）を目安としながら、適正な規模の公園の確保に努めます。

既存の住区基幹公園（主に街区公園）については、出入り口の段差の解消等のアクセシビリティの向上、植栽樹種の充実等による自然とのふれあい環境の向上などに努めるともに、地域の状況に応じて災害時に役立つ施設（かまどベンチ等）を設置する等、防災機能の向上に努めます。

小規模な街区公園が集中する地区においては、それぞれの公園が子どもの遊びの場、自然とのふれあい、健康づくり、休息といった役割を分担することで地区全体で公園の機能が高まるよう、公園の特色づくりを検討します。

身近な公園の整備にあたってはワークショップ等を通じ、地域の方のニーズに合わせた整備を行うとともに、整備する公園に対する愛着心の醸成を図ります。また、公園愛護会による活動や、市民による花壇管理等、維持管理への地域住民の参加を進めます。

②都市基幹公園（運動公園、総合公園）、広域公園、特殊公園

全市的なレクリエーションに対応する都市基幹公園については、既存の広見公園、大渕公園、富士総合運動公園の機能の維持・向上を図るとともに、比奈公園の整備を推進します。

市域を超えた広域的なレクリエーション需要を充足することを目的に設置する広域公園として、静岡県富士山こどもの国の整備を促進します。

特殊公園（風致公園、歴史公園）については、整備目的である良好な風致の維持、歴史的資源の保全の機能の維持・向上を図ります。

都市基幹公園、特殊公園については、それぞれの公園が持つ資源を活かしつつ、富士山の眺望、ウメやサクラ、アジサイ等の花や紅葉の名所づくり等、広域的な利用につながる特色づくりに努めます。

広域的な利用を見込む都市基幹公園を中心に、市民ニーズの高い、休憩所の充実、芝生広場の設置、子どもの遊び場の確保、園路・トイレのバリアフリー化、売店・飲食サービスの提供、駐車スペースの確保等、利用者サービスの向上を進めます。

③緑地・緑道

市民や近隣都市からの来訪者、観光客など、さまざまな人が集い、憩い、交流する場として、富士川緑地の整備を推進します。

災害時における避難路となり、都市生活の安全性及び快適性に資する緑道については、機能の維持・向上を図ります。

④長寿命化による施設管理

公園施設の管理にあたっては、多種多様で膨大な数のストックを、定期的にコストをかけて手入れを行い、できるだけ長持ちさせた上で更新する等、最もコストが低廉となるように計画的な維持・管理を行うことが必要です。

全ての公園施設を逐一的取り扱うのではなく、個々の施設の価値や重要性を検証した上で、地域の実情に沿った対応方針の整理を行いながら、公園ごとに、あるいは施設ごとに、その性格や目標とすべき管理水準に応じて、既存公園施設の長寿命化と計画的な改築・更新を推進します。

さらに、公園施設の劣化や損傷は想定どおりに進行しないこと、公園の社会的意義は重要であり、地域全体の価値向上にも大きく貢献していることにも留意し、地域住民とも連携した適切な維持・管理を進めます。

⑤未整備都市計画公園の見直し

長期間整備が進められていない都市計画公園については、計画区域の土地利用の状況、市民ニーズを踏まえつつ、整備方針の見直しや整備順序を検討していきます。